

**令和6年度情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会
第1回個人情報保護部会 議事録**

- 1 日 時 令和7年2月3日（月）午前10時30分から午前11時30分
- 2 会 場 新潟市役所本館6階 講堂3
- 3 出席者
 - ① 委 員 高木義和委員（部会長）、内山晶委員、山本真敬委員、渡辺美弥子委員
 - ② 実施機関 渡部保険年金課長、渡辺係長
 - ③ 事務局 岩渕総務課長、工藤室長、長谷川主幹、福井主査、大倉主事
- 4 議 事 「後期高齢者医療に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書の点検について
- 5 議事概要

事務局 ただいまから、令和6年度新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会第1回個人情報保護部会を開催する。開催に先立ち、総務課長の岩渕よりご挨拶を申し上げます。

【総務課長挨拶】

事務局 本日の会議だが、審議会規則第5条第2項の規定により、定数の半数以上の委員にご出席をいただいているので、本会議は成立していることをご報告する。なお、上村委員だが、本日、日程の調整がつかずに欠席となっている。

本日の個人情報保護部会は、保険年金課から諮問があった特定個人情報保護評価書の点検についてご審議をお願いするものである。配付資料について確認させていただく。お手元に本日の次第をご用意させていただいた。また、事前に本日使用する資料を送付させていただいたが、ご持参いただけたでしょうか。資料としては、諮問書、資料1、資料2、資料3である。不足等はないでしょうか。

それでは部会長よりしく願います。

高木部会長 ただいまから議事に入りたいと思う。実施機関の入室をお願いする。それでは、後期高齢者医療に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の点検について、実施機関からの説明をお願いする。

保険年金課 保険年金課の渡部である。どうぞよろしく願います。

では、新潟市後期高齢者医療に関する事務に係る特定個人情報保護評価書についてご説明する。まず、今、お手元に配らせていただいた、後期高齢者医療制度ガイドブックだが、後期高齢者医療制度の概要について説明させていただく。2ページ目と3ページ目をご覧いただきたい。まず2ページ目の最上段の見出し、後期高齢者医療制度とはの箇所になるが、後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と一定の障害がある65歳以上の方を対象とする医療制度である。

次に、制度の目的だが、一つ目は、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度にすること。二つ目は、制度の運営を都道府県単位で行うことによって、制度の安定化を図ること。この二つの目的で平成20年度から創設をされた制度である。

3ページ目に移って、後期高齢者医療制度の仕組みについてだが、緑色で示されている、後

期高齢者医療広域連合が運営主体となり、保険料の賦課、医療の給付、資格の管理などの制度の運営を行う。青色で示されている市町村においては、各種申請の受付や保険料の徴収など窓口業務を行い、高齢者の利便性を確保する。後期高齢者医療制度は、運営主体である後期高齢者医療広域連合と市町村が事務を分担して連携しながら運営を行っている。以上が制度の概要説明となる。

続いて、お手元にある資料1の特定個人情報保護評価書の概要（第三者点検用）を説明させていただく。1番、特定個人情報保護評価の実施に至る経緯だが、後期高齢者医療に関する事務については、これまで平成27年と令和元年に特定個人情報保護評価を実施しているが、特定個人情報を扱う対象者数と取扱者数によって、実施すべき評価の種類を検討するしきい値判断を行った結果、対象者数が30万人未満であったことから、個人情報保護審議会による第三者点検が必須ではない重点項目評価書を公表している。このたび前回の評価から5年が経過することに伴い、改めてしきい値判断を行った結果、特定個人情報の取り扱い対象者が30万人を超えたことから、全項目評価書の作成が必要となったため、今回、点検をお願いするものである。今回の全項目評価の第三者点検は、前回の重点項目評価から対象者数が増加したため、より詳細な点検を行う全項目評価を実施するものであり、これまで行ってきた後期高齢者医療事務の内容やシステムに関する変更はない。なお、12月16日から1月14日までパブリックコメントを実施したが、意見は頂かなかったので評価書案の修正は行っていない。

次に、2の特定個人情報を取り扱う事務及びシステムの基本情報である。1、対象となる事務の名称は、後期高齢者医療関係事務、担当部署は福祉部保険年金課である。事務の概要は、先ほど説明させて頂いたとおり、新潟市と運営主体である新潟県後期高齢者医療広域連合が連携して事務を行う。基本的な役割分担は、新潟市は各種届出の受け付けや被保険者資格に関する証の引き渡しなどの窓口業務、保険料の徴収を行う。広域連合は、被保険者の資格管理や被保険者資格の認定、保険料の賦課、医療の給付を行う。特定個人情報ファイルを取り扱う主な事務については、資格管理業務では、被保険者資格に関する証の再発行などの即時交付申請、住民基本台帳情報等の取得、被保険者資格の異動の業務で使用される。賦課、収納業務では、保険料賦課、保険料の収納管理の業務で使用される。

次に、事務の流れについて説明をさせていただくので、資料2をご覧いただきたい。グレー色の矢印は、特定個人情報を含む流れ、白色の矢印は、特定個人情報を含まない流れを示している。青色の丸四角の部分が新潟市で行う後期高齢者医療事務の範囲であり、オレンジ色で示した保険料徴収管理システムと収納支援システムを使用し、青色で囲った①の資格賦課業務や②の収納管理業務を行う。広域連合側の事務の流れについては、左上のオレンジ色で示した広域連合標準システムとの情報連携を通じて新潟市から③の住基情報や所得課税情報を提供し、広域連合から④の被保険者情報や保険料情報の提供を受ける。これにより、広域連合において、被保険者資格関係や医療給付関係業務を行う。また左上の黄色で示した市民税オンラインシステムから⑥所得課税情報や、同じく黄色で示した住民記録システムから⑧住民記録情報を取得し、後期高齢者医療事務に利用している。そのほか、下の黄色で示した関係課が所管する各種業務システムからピンク色で示した共通基盤システムを通じて、業務に必要な情報を相互に提

供している。

資料1の2ページにお戻りいただき、2番目、取り扱う特定個人情報ファイルになる。ファイル名は、後期高齢者医療関係情報ファイル。事務実施上のメリットは、資格や給付情報をより正確かつ効率的に検索、照会できることができ、誤った保険料の賦課、徴収や給付等を行うリスクが軽減できること。また同一広域連合内において、他の市町村に転居した場合でも、同一人の正確な名寄せが可能となり、誤支給や誤賦課が防止できることである。

次に、3の前回実施からの主な変更点については、先ほどの経緯の中でご説明したが、今回、全項目評価の実施は初回となるため、変更点はない。

次に、大きい項目の3番目、特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策である。これは全項目評価書に記載のリスク対策の中から、主要と思われるものについて抜き出し、記載したものである。まず、1番目の特定個人情報の入手に係るリスクと対策である。まず一つ目だが、窓口での申請書等の受け付けの際には、本人確認書類の確認を厳格に実施し、記載指導により本人以外の情報を記載させないようにしている。また、本人が必要な情報以外を誤って記載することがないように、分かりやすい記載要領としている。また、共通基盤システムには、当該者の必要情報以外の情報は格納されず、またあらかじめアクセスできる情報を各業務システムごとに制御しているため、既存業務システムは許可されていない情報の取得ができないようになっている。

次に、2番目の特定個人情報の使用に係るリスクと対策である。まず一つ目に、共通基盤システムとの連携においては、利用者が適切なアクセス権限を保持している場合のみ、特定個人情報の連携を許可する仕様となっており、目的を超えた紐づけや事務に必要な情報との紐づけが行われないよう、システム上でアクセス制御を行っている。また番号利用事務以外では、個人番号は画面表示されない。二つ目だが、職員の異動に合わせて、ユーザーIDやアクセス権限を随時見直し、業務上、アクセスが不要となったものについては、変更、削除を行い、残存しないように防止している。三つ目だが、利用権限を職員単位で設定し、設定した権限にしたがって利用可能な処理メニューを提供している。四つ目だが、全職員を対象に情報セキュリティとコンプライアンスに関する研修を年1回実施している。五つ目だが、システム利用管理者が定期的にログ記録を取得し、業務外利用をした場合にログ記録から特定することが可能であることを職員に周知し、事務以外の利用を抑止している。

3ページ目になるが、次に3番の特定個人情報の提供、移転に係るリスクと対策である。まず一つ目に、特定個人情報ファイルへのアクセスなどの操作記録はすべてログとして記録、保存している。二つ目だが、保険料徴収管理システム等を操作できる職員は、アクセス権限を与えられた職員に限定しており、権限を持たない者による情報照会、移転、提供はできないようになっている。三つ目だが、操作のログを記録することで不適切な方法で特定個人情報がやり取りされることを防止している。次に4番目だが、情報提供ネットワークシステムとの接続に係るリスクと対策についてである。本市の後期高齢者医療に関する事務においては、情報提供ネットワークシステムとの接続は行っていない。最後に5番目、特定個人情報の保管、消去に係るリスク等の対策である。まず一つ目だが、特定個人情報を管理しているサーバーはデータ

センターに設置しており、建物及びサーバー室までの経路に機械警備システムを導入し、入室可能な者の特定と入室の管理を行っている。二つ目に、サーバー室内に設置したサーバーは、すべて鍵付きのサーバーラック内に設置しており、電磁的記録媒体については、施錠可能な保管場所に格納をしている。三つ目に、日々の業務終了後に磁気ディスク上の業務データを別サーバーに複写し、LTO媒体への複写も実施している。4番目に、サーバー端末機器、記録媒体の廃棄、保管、移転またはリース返却時に情報を消去する際は復元が不可能な状態にすることとしている。業者委託する場合は、記憶装置または記録媒体の物理的破壊を行い、廃棄証明書を提出させている。特定個人情報保護評価書の課題の説明は以上となる。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いする。

高木部会長 担当課からのただいまの説明に対して、ご質問はないだろうか。

内山委員 今回の取り扱う事務に従事している方の人数は何人になるのか。

保険年金課 質疑については、保険年金課の渡辺から回答させていただく。

正確な数については詳細を申し上げられないが、評価書の内容として500人未満という形で報告させていただいている。

内山委員 この500人未満というのは、これまでの運用と変わりはないのか。

保険年金課 そうである。

内山委員 評価書には記載はあるのか。

保険年金課 9ページにある。

山本委員 今回、全項目評価をすべき判断となったと。今後、システムを根本的に見直すことなどは予定されていたりするのか。当然国の仕組みが変われば、そうなるとは思いますが、そのような情報があれば。

保険年金課 今後の予定としてはシステムの標準化を見据えた対応がある。システムの標準化については、各自治体でばらつきのある業務フローや利用機能・帳票を統一することで、調達コストの軽減や住民サービスの向上、行政の効率化を進めることを目的とするものだが、後期高齢者医療の事務については、令和10年3月に標準化対応を予定しており、そのシステム稼働前に第三者点検を行う予定となっている。

山本委員 それは基本的には、国などがある程度用意したものに新潟市も参画するという理解だろうか。

保険年金課 そうである。全国統一の仕様にシステムを合わせることとなる。

高木部会長 先ほどの100人以上500人未満という数は、具体的にどのようなものか。

保険年金課 使用する関係部署としては当課保険年金課の職員、窓口である各区役所区民生活課の職員、あとは各出張所の職員が使用するということで、それらを足し合わせると100人以上500人未満となる。

山本委員 これまでも事務としてはあったということだが、不具合などはあったか。ないとは思いますが、例えば、特定個人情報が漏れたような。

保険年金課 危機事象に該当するような事象は起きていない。今回、評価書でも記載させていただいているとおり、入手、提供、保管などの各種リスク対策も徹底して行っているので、そう

いった事象は発生していない。

山本委員 あとは今後システムが標準化されるとのことだが、それまでの間、引き続き、対策措置などに書かれたことを踏まえて、徹底して情報管理に努めていただければと思う。

内山委員 システム利用管理者が定期的にログ記録を取得して、業務外利用を抑止との話があったが、差し支えなければ、どのくらいの頻度で、どういう方法で業務外利用しているかなどを監視しているのか、教えていただけるだろうか。都合上、その方法や頻度は秘匿であるというのであればかまわないが。

保険年金課 住民記録等の記録については、情報システム課が各関係所管課に定期的に利用記録の内容を確認することになっている。

内山委員 それ以上の詳細は言えないということか。

保険年金課 どこまでお伝えしていいかということもある。

高木部会長 よろしいだろうか。これ以外に何かあるか。

渡辺委員 システムとは関係ないが、対象人数が30万人以上になっていて、75歳以上の方が30万人もいるのかと思ったのだが、65歳以上の障害のある方も含まれると。

保険年金課 そうである。75歳以上とか、障害を持っている65歳以上の被保険者の方以外でも、その世帯構成員の方の特定個人情報資格管理だとか、一部負担金の判定、保険料の賦課等の事務において所得情報を利用しているので、被保険者の方と世帯構成員を足し合わせると30万人を超える状況になる。また今後も高齢化の影響によって、対象者が増えていく見込みである。

渡辺委員 75歳以上は何人くらいいるのか。

保険年金課 被保険者の方ということであれば、12万人くらいである。

高木部会長 感想だが、システムの見直しの際には、これまでの経験などを踏まえながら作業していただければ、より有用なものになるのかなど。

渡辺委員 今回の点検に関する意見ではないが、保険年金課だけではなく、行政から届く文書は難しい言葉がたくさんあり、高齢の方は特に分かりにくいところがあるので、もう少し分かりやすい言葉で書いていただけると、分かりやすいかと思う。

保険年金課 確かに保険年金課だけの話しではないかとは思いますが努めてまいります。

高木部会長 それでは、この個人情報保護部会の意見を取りまとめたいと思うが、特段大きな意見は出なかったことを踏まえ、個人情報の適切な取り扱いを当部会においても望むというような整理をしたいと思うがよろしいだろうか。では、意見書については私に一任いただき、整理した後、各委員の方々には了承を得たいと思う。議題についてはこれで終了したいと思う。実施機関の皆様、感謝する。退室をお願いする。

事務局にお返しする。

事務局 以上をもって、本日の個人情報保護部会を閉会する。